

狹山市立博物館受変電設備改修工事

図面番号	図面名称	縮尺
E-00	表紙・図面リスト	N・S
E-01	電気設備特記仕様書（1）	N・S
E-02	案内図・配置図	N・S
E-03	改修前・後 受変電設備 結線図	N・S
E-04	既存 電気室 詳細図	S=1/30
E-05	既存 地下1階・1階平面図	S=1/200
E-06	既存 2階平面図・屋根伏図	S=1/200
E-07	既存 断面図	S=1/200

電気設備工事特記仕様書

1 工事概要

- 1.1 工事名 狹山市立博物館受変電設備改修工事
 1.2 工事場所 狹山市稻荷山1丁目23番1号
 1.3 工期 約 日から 令和 年 月 日まで
 現場施工期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

1.4 工事科目 (O印の付いたものを適用する)

電灯設備	テレビ共同受信設備
○ 動力設備	テレビ電波障害防除設備
電熱設備	監視カメラ設備
雷保護設備	駐車場管制設備
○ 受変電設備	防犯、入退室管理設備
電力計量設備	自動火災報知設備
発電設備	自動閉鎖設備
構内情報通信網設備	ガス漏れ火災警報設備
構内交換設備	電話配管設備
情報表示設備	中央監視制御設備
映像・音響設備	医療関係設備
拡声設備 (非常放送設備)	昇降機設備
誘導支援、呼出し設備	

1.5 指定部分 ◎ 無 有 (工期 : 令和 年 月 日)

1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)

1 専任期間の始期
 請負契約締結の日から、(現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで) の期間、令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2 専任期間の終期
 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く) 、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3 専任期間の中止
 自然災害の発生又是埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

1.7 建物概要
 博物館

1.8 工事概要
 ピラボック内のUGS、UGSから受変電設備までの高圧ケーブル、及びVCB、LBS、DS、Fの交換

1.9 同時期発注の関連工事 建築工事 機械設備工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様

(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁常務部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それ以外の特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2.2 特記仕様 (特記事項の選択項目は、O印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。)

項目 特記事項

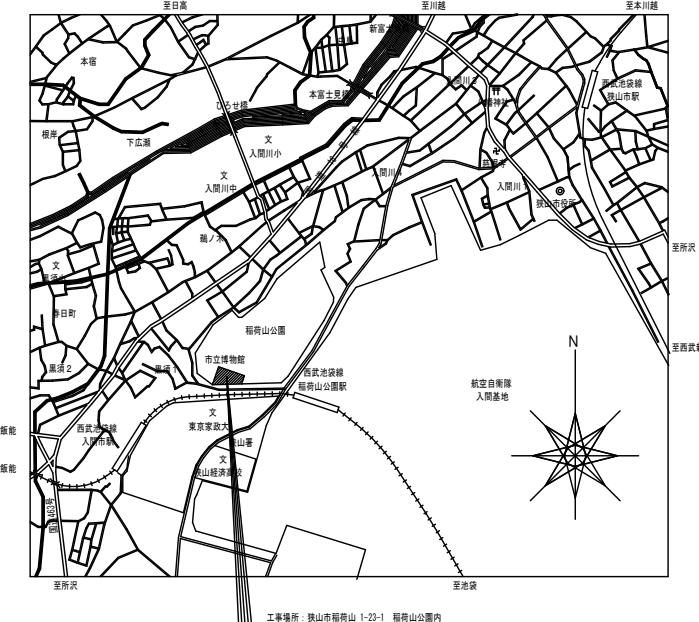
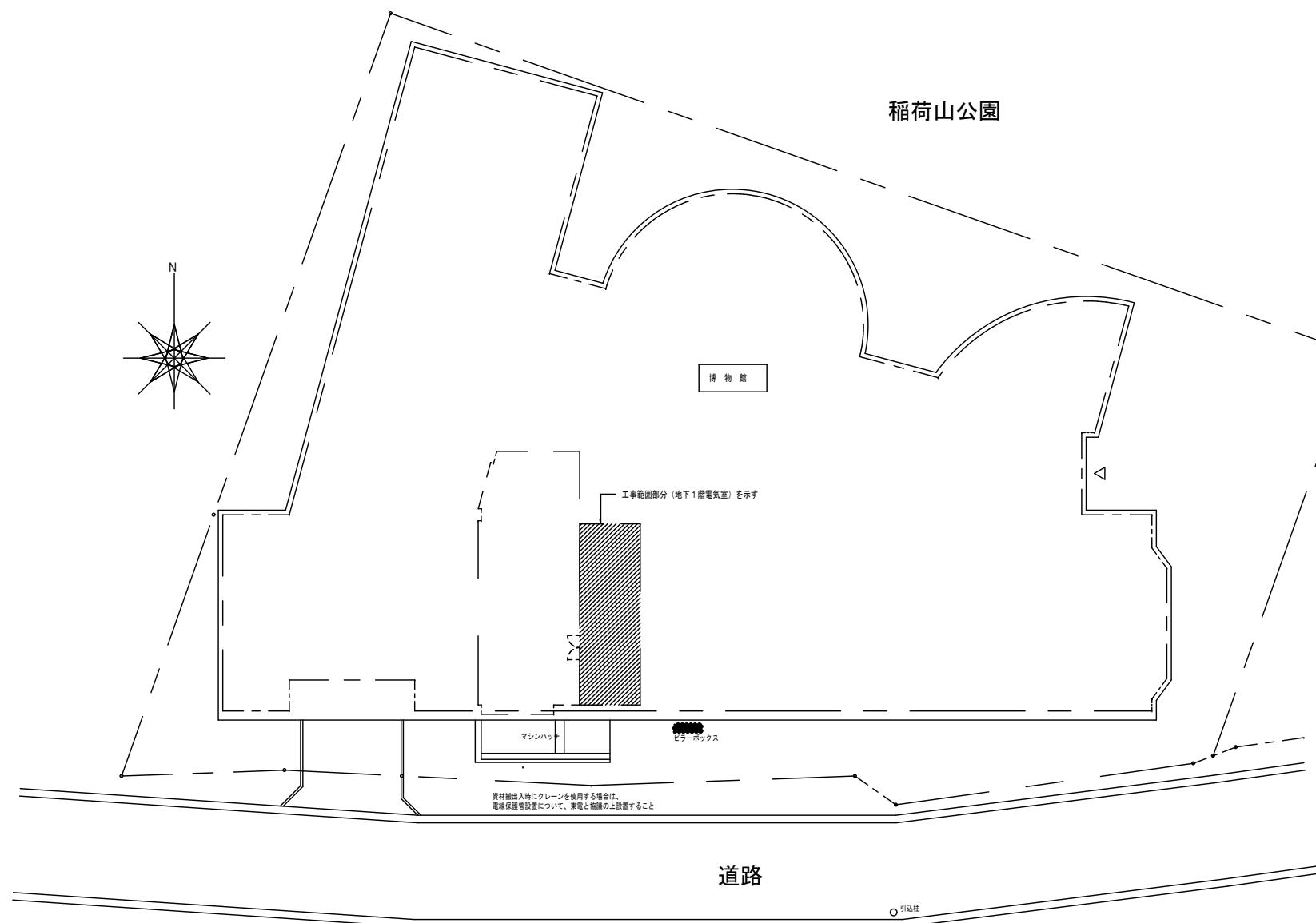
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承認を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調査の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に開する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
⑤ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 本工事とする。
6 監督員事務所	本工事で・設ける（規模）※設けない
7 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※適用する（契約金額による）・適用しない
10 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン※適用する・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
11 発生材処理	引渡しをするもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 (構外搬出処理費は、本工事・別途) (1) 引渡しを要するもの() (2) 買取処分をするもの(銅膏・鉄膏) (3) 再生資源化を図るもの(蛍光管) 蛍光管等は再生資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物() ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

② 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかからずの塗装については監督員の指示による。 盤の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。				
13 鍵					
14 地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷き均し土</th> <th>管種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>良質土</td> <td>硬質ビニル電線管(VE) 耐衝撃性塩化ビニル管(HIVE) 波付硬質合成樹脂管(FEP) ポリエチレン被覆鋼管(PLP)</td> </tr> </tbody> </table>	敷き均し土	管種別	良質土	硬質ビニル電線管(VE) 耐衝撃性塩化ビニル管(HIVE) 波付硬質合成樹脂管(FEP) ポリエチレン被覆鋼管(PLP)
敷き均し土	管種別				
良質土	硬質ビニル電線管(VE) 耐衝撃性塩化ビニル管(HIVE) 波付硬質合成樹脂管(FEP) ポリエチレン被覆鋼管(PLP)				
15 回路の種別 行先の表示	(2) 地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。				
16 電線の接続	(3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤面下）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。				
17 電線管の接続	ハンドホール・ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。				
18 接地工事	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、压着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで配線テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をてもよい。ただし、接続はボックス内とする。				
19 建設発生土の処理	屋外におけるケーブルの保護管に用いる薄鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじ工法としてもよい。				
20 再生砂・再生アスコン	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／赤色で区別する。				
21 耐震施工	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。				
22 あと施工アンカー	契約図書中の山砂の類、砂利、碎石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、・使用する。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1体の六角クロム溶出試験を行い土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。				
23 はつり及びあと施工アンカーダ設	設計用標準水平震度				
24 改修部分の足場	上層階屋上及び塔屋 中間階 地下・1階				
25 塗装制止用器具(フルハーネス型)	[備考] (※1) : 水槽類には、オイルタンク等を含む。 重機器 - 配電盤・発電装置(防炎用)・直流電源装置・交流無停電電源装置 - 交換機・火災報知器受信機・中央監視装置・太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用水平地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承認を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合には、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合には、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に示す箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。				

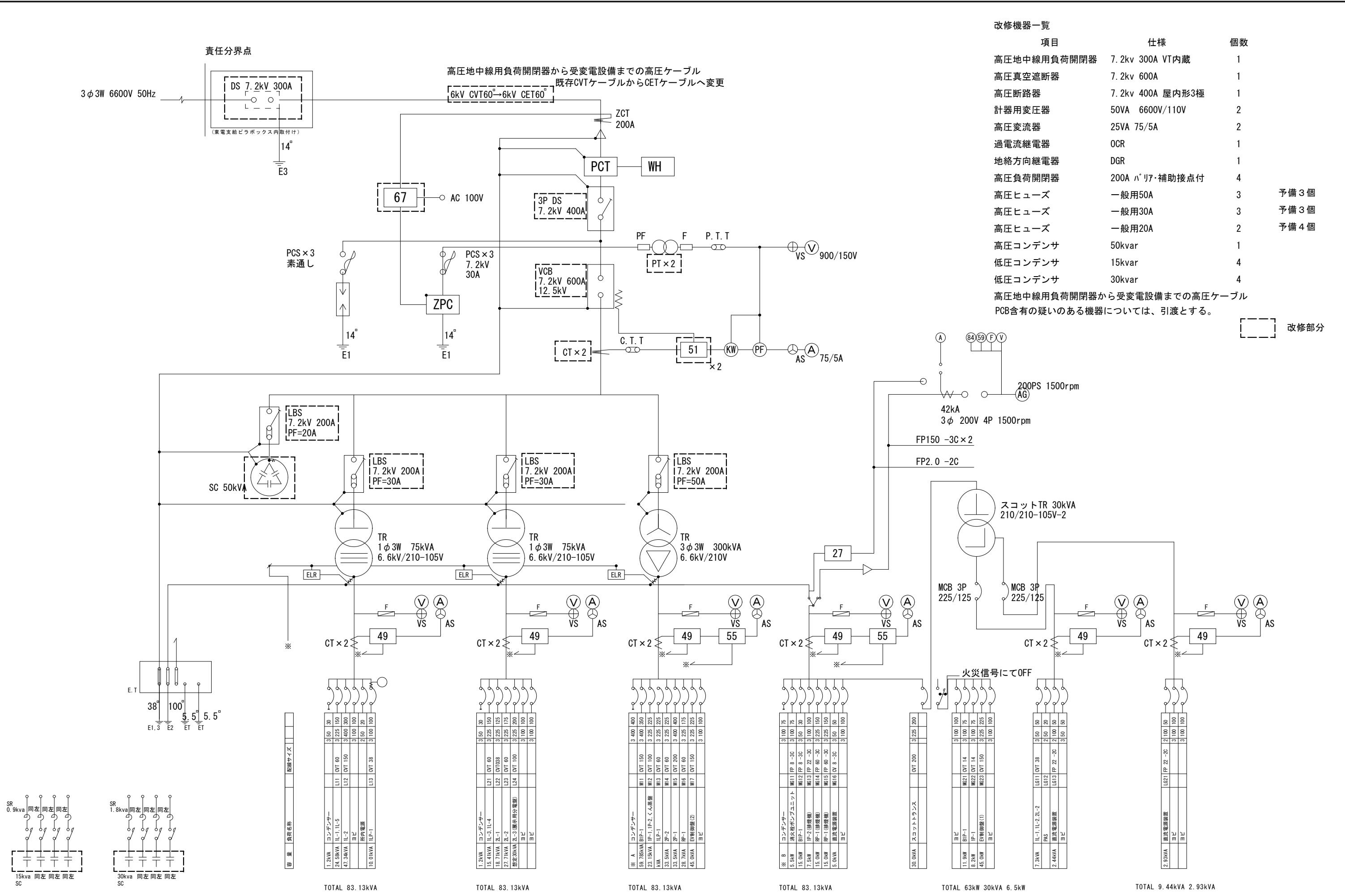
26 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に問わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
27 その他	(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 (3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 (4) 本工事にかかる官庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 (6) 改修工事を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行ふ。また、既設ケーブル等は施工前に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 (7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように密に打合せを行うこと。 (8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 (9) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 (11) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (12) 工期中、月毎の工事履歴報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 (13) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。 (14) 監督員の検査を受けて使用すべき機器等は、監督員が指定するものとする。 以上のこと留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

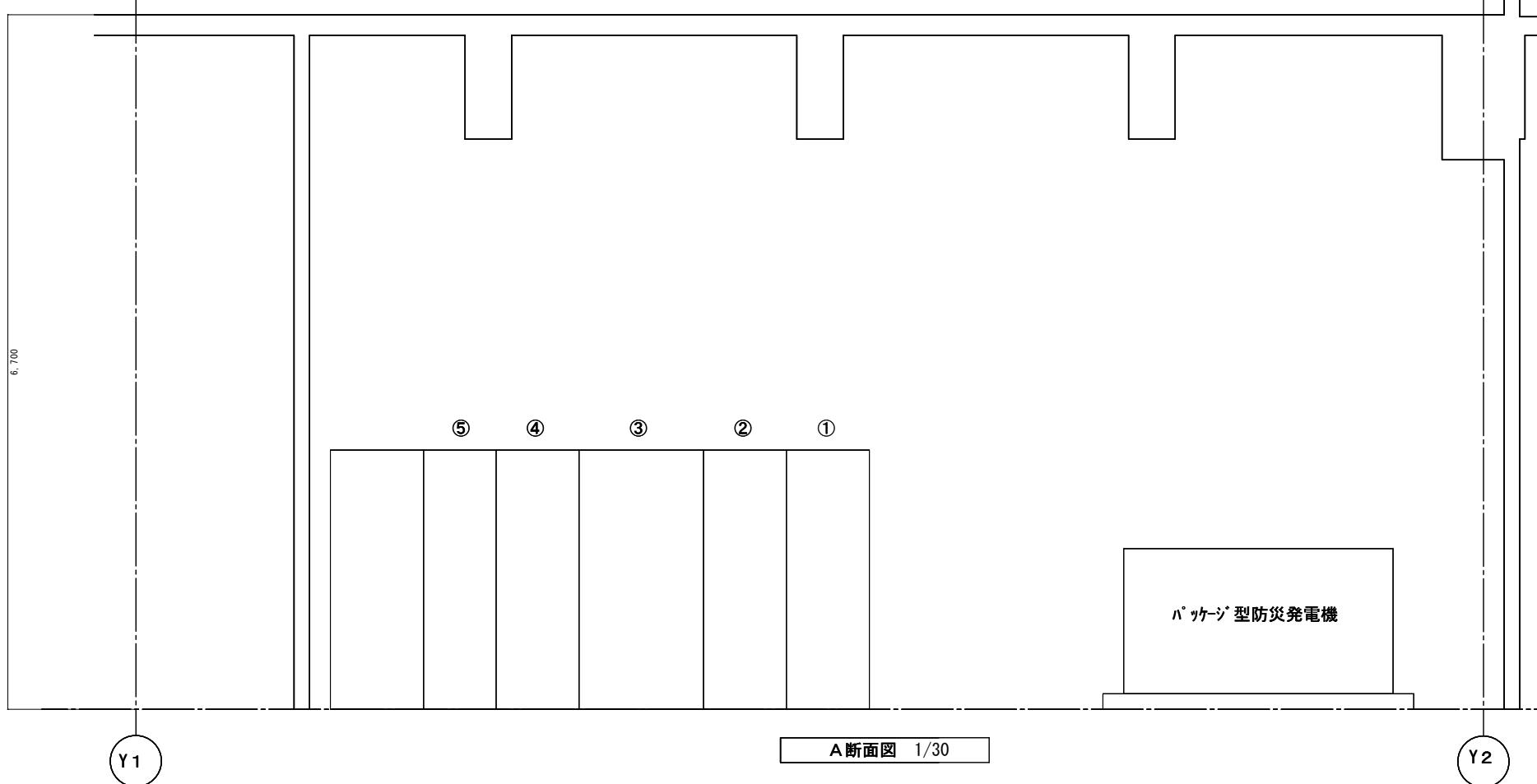
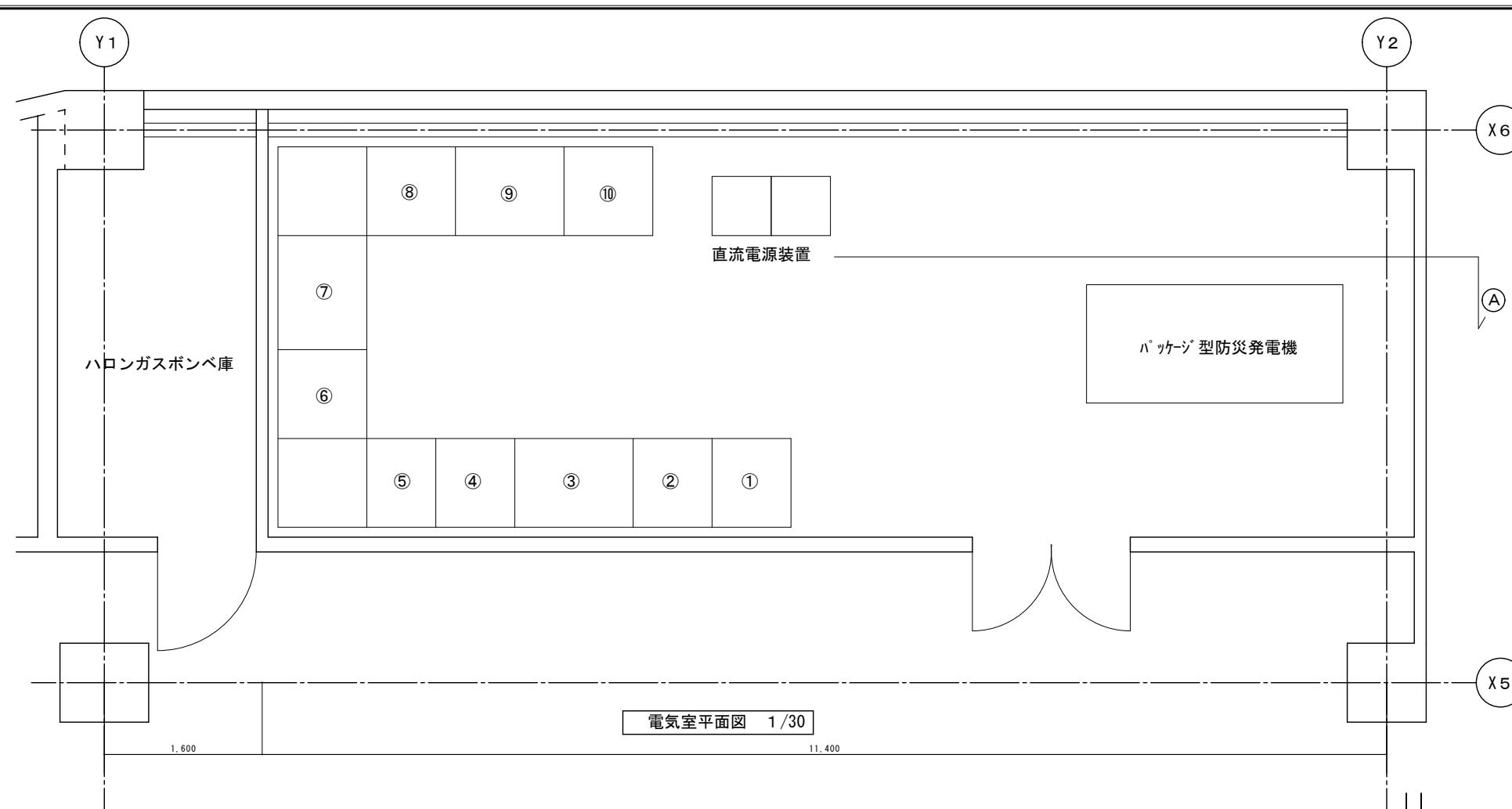
項目	特記事項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、括弧設備	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁常務部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

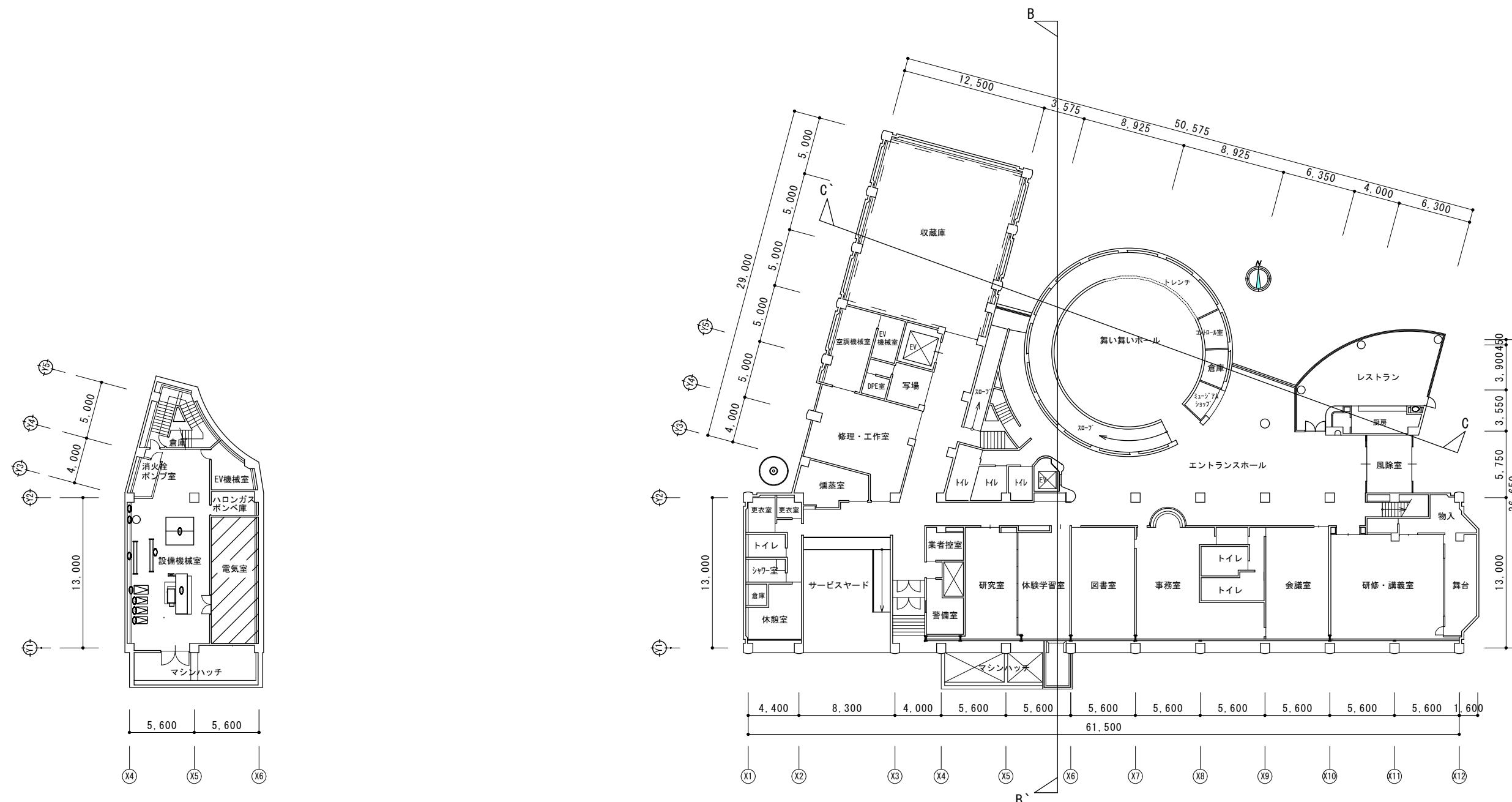
名 称	測 点	取付高さ (mm)
スイッチ (一般)	床上～中心	一般 1,300 県営住宅 1,200
" (身体障害者用)	"	1,100 1,000
" (人感センサー切換用)	"	2,000 2,000
コンセント、電話用7ケーブル、直列ユニット (一般)	" (和室)	300 400
" (台所)	" (台所)	150 200
防水型コンセント	床上～中心	500 500
分電盤、制御盤、開閉器箱	"	(上端) 1,900以下 1,500 (上端) 1,900以下 1,500
呼出ボタン (身体障害者用)	"	900 900
復帰ボタン (")	"	1,800 1,800
廊下表示灯 (")	"	2,000 2,000
端子盤	"	(上端) 1,900以下 1,500 2,000



配 置 図 S=1:200

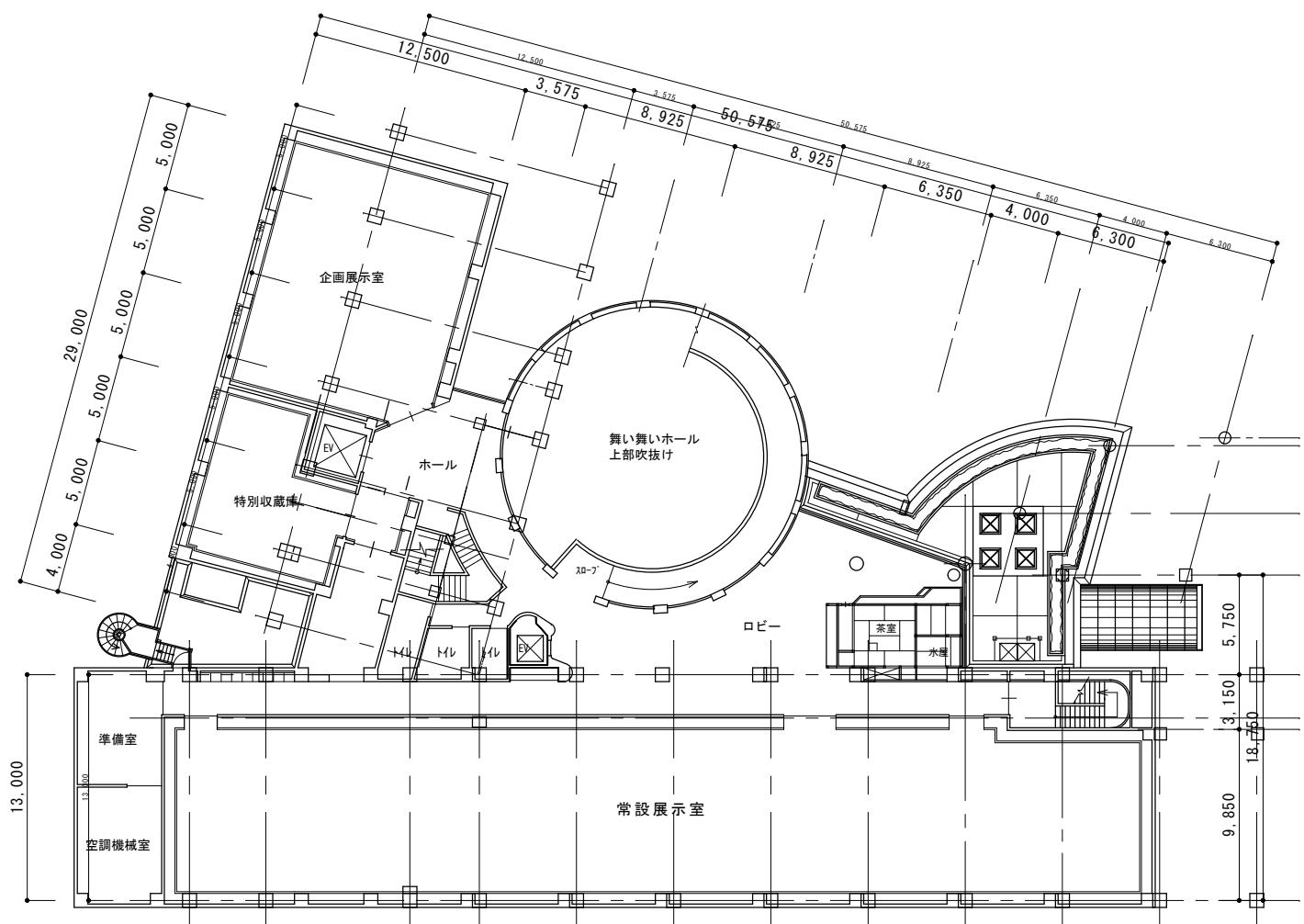




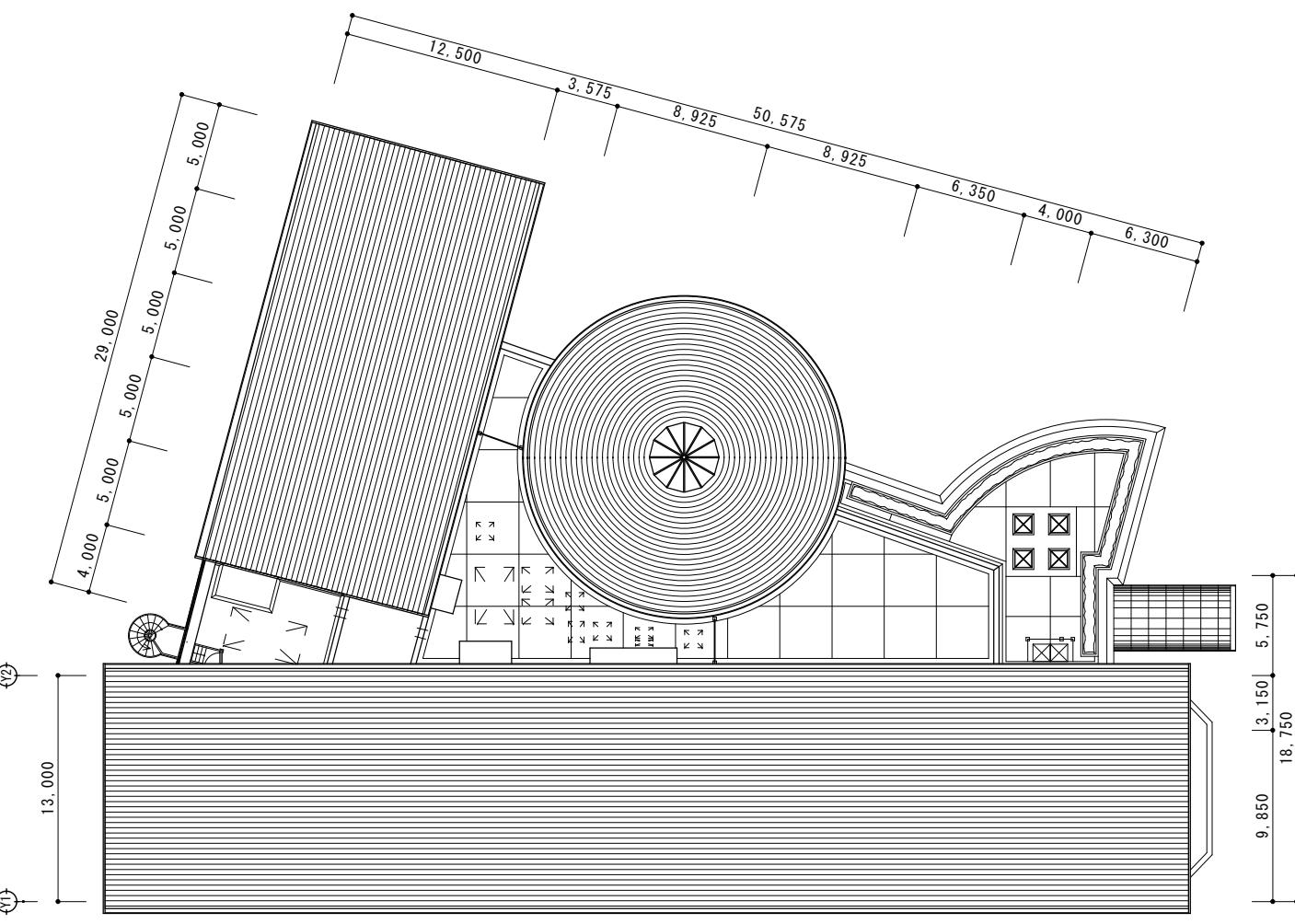


地下 1 階平面図 S=1:200

1 階平面図 S=1:200



2階平面図 S=1:200



屋根伏図 S=1:200

